

# 令和6年度被爆二世の 無料健康診断のお知らせ

4月から始まります

原爆被爆二世の方の中には健康面での不安を訴え、健康診断を希望する方が多いことから、国が各都道府県、広島市及び長崎市に委託して無料健康診断を実施します。

長崎市で令和5年度に受診されていない方は、申込みが必要です。できるだけ受診希望日の2週間前までに申し込んでください。

令和5年度に受診された方には、受診された月の前月までに「令和6年度被爆二世健康診断受診票」をお送りします。（4月に受診された方には4月中にお送りします。）

## 1 対象者

両親又はそのどちらかが原爆被爆者で、長崎被爆は昭和21年6月4日以降に出生、広島被爆は昭和21年6月1日以降に出生し、受診を希望する方。

**\*長崎市外在住の方(長崎県内に限る。)も受け付けます。申込後、長崎県原爆被爆者援護課から受診の通知があります。**

2 申込期間 令和6年4月1日(月)から令和7年2月10日(月)

3 受診期間 令和6年4月8日(月)から令和7年2月28日(金)

## 4 申込方法

次のいずれかの方法により申し込んでください。(電話での申込受付は行っていません。)

### (1) 窓口申込

各地域センターの窓口にて備え付けの「被爆二世無料健康診断受診申込書(令和6年度)」に必要事項を記入して申し込みます。

### (2) 郵便申込

封書又ははがきに「被爆二世健診希望」と明記のうえ、住所、氏名(フリガナ)、性別、生年月日、電話番号、受診希望日、受診希望場所、親の被爆状況(※)を記入して、〒850-8685 長崎市魚の町4-1 長崎市原爆被爆対策部援護課へ郵送して申し込みます。(令和7年2月10日必着)

(※親の被爆状況について:例えば父親が長崎被爆の場合「父・長崎被爆」、両親とも広島被爆の場合「両親・広島被爆」と記入してください)

### (3) ファックス申込

任意の用紙に(2)郵便申込時の記入事項を記入し、ファックス番号 095-829-1148 へ申し込みます。(令和7年2月10日必着)

### (4) ホームページ申込

長崎市のホームページ(平和・原爆>被爆者援護>被爆二世>被爆二世健康診断)の申込方法欄の「インターネットで二世健診を申し込む」に必要事項を入力して申し込みます。(令和7年2月10日まで)

5 受診回数 この健康診断は、実施期間中において1回のみ受診できます。

## 6 検査項目

### 一般検査

- ・視診、問診、聴診、打診及び触診
- ・血液検査
- ・尿検査
- ・血圧測定

以下の項目については、受診の際に医師へご相談ください。

- ・肝臓機能検査
  - ・ヘモグロビン A1c
- } 医師の判断により実施
- ・多発性骨髄腫検査（血液のがん検査） — 本人の希望により実施

※多発性骨髄腫検査ができない医療機関もありますので、医療機関一覧表（別紙）をご覧ください。

## 7 実施場所

- (1) 被爆者健康管理センター（長崎市茂里町2-41 もりまちハートセンター6階）  
受付時間  
月～金曜日 9時～11時30分 13時～16時  
毎月第3日曜日 9時～12時
- (2) 被爆者定期健康診断地区巡回会場（令和6年4月～令和7年2月上旬まで）
- (3) 委託医療機関（別紙一覧表のとおり）  
※予約が必要な場合がありますので、事前に医療機関へお問い合わせください。

## 8 よくある質問

- Q1：受診票を失くした場合どうすればいいですか。  
A：再発行いたしますので、援護課までお問い合わせください。
- Q2：受診票に記載されている受診日に行けなくても大丈夫ですか。  
A：受診期間内（4/8～翌年2/28）であれば、ご都合の良い日に受診されてかまいません。
- Q3：近所のかかりつけの病院で受診できますか。  
A：被爆二世健診を委託している医療機関（別紙一覧表のとおり）のみ受診できます。
- Q4：特定健診との違いはなんですか。  
A：身体計測、血中脂質検査、尿酸の検査、腎機能検査がなく、多発性骨髄腫検査があることです。

## 9 その他

- (1) 長崎県が実施する被爆二世健診についても申込期間、受診期間は同じです。
- (2) 県外在住の方は、お住まいの都道府県庁へお尋ねください。

### お問い合わせ先

長崎市役所あじさいコール／電話 095-822-8888  
長崎市原爆被爆対策部援護課／電話 095-829-1149